

釧路湿原における開発から保護思想への転換点

神田房行

北海道教育大学釧路校生物学教室

The turning point in regards to the attitude of local people, from development of, to conservation of Kushiro Marsh

Fusayuki KANDA

Department of Biology, Hokkaido University of Education, Kushiro 085-8580, Japan

Summary

Kushiro Marsh is now conserved through Japan as a wetlands area. However, many development plans have occurred and have been implemented in Hokkaido after World War II. Kushiro Marsh could not also escape these development plans. The author investigated the turning point of the way of thinking of local people who live around Kushiro Marsh. The turning point seems to have occurred during the symposium of local people on "Development and protection of Kushiro Marsh" held in 1972. After the symposium, the attitude about the Kushiro Marsh has changed from development to conservation of the marsh. The background of the change of thought was probably due to the harmful effects of development and the opening of the Ramsar Meeting in Iran in 1971.

1. はじめに

釧路湿原は1988年7月、我が国で28番目の国立公園となった。その後、10年以上経っているがまだ29番目の国立公園は現れていない。また、1993年には湿地および渡り鳥の国際条約であるラムサール条約の締約国会議が釧路市で行われ、今や釧路湿原は湿原としては我が国において最も保全のための対策が進んでいる所となっている。また、原生的自然が残っている自然環境としてエコツーリズムの対象としても人気を呼び、年々ツアー客が増加しており、環境の保全と自然公園としての利用の両面でうまくいっている公園ともなっている。

今では釧路湿原を保全することはごく当たり前のこととして受けとめられているが、戦前、戦後の北海道開拓の流れの中では、釧路湿原は常に開発の対象とされ、現在のような保護思想が受け入れられるためには、開発から保護への考え方の大転換がなされなければならなかった。このような開発から保護思想への転換がどのようになされたのか、その歴史を記しておく時期にあるのではないかと考え、ここにまとめておくことにした。特に、開発から保護への思想転換に大きな役割を果たした故田中瑞穂は、釧路という辺境の地にある一大学教育であり

ながらも、釧路湿原の自然環境のすばらしさとその保全の必要性を地域の人たちに訴え続け、国立公園化に最も貢献した人物の一人である。ここでは資料として田中が最初に作成した手書きの国立公園化構想案を紹介し、開発から保護思想への転換点となった時期を探る。

2. 釧路湿原における戦後の開発計画

北海道では第二次大戦後に非常に多くの開発計画が立てられ、実行された。特に食糧自給、特に米の増産を目的として米作地の開発がなされた(釧路開発建設部、1992)。表1に戦後の北海道開発計画の主なものを年表として上げた。開発の歴史をたどれば、先ず1945年の第一次農地改革を始めとして戦後の緊急開拓時代にはいることになる。この時代の最後の年、1951年に北海道開発局が設置される。翌年の1952年には、北海道総合開発第一次5カ年計画がはじまり、第1期総合開発計画の時代となる。この期間に道東では釧路パイロットファーム事業が着手されることになる。1958年からは第2次5カ年計画に入り、大規模草地改良事業などが実施されることになる。1963年からは、以後8年間にわたり、第2期北海道総合開発計画の時代に入ることになる。

この北海道開発の嵐は釧路湿原とその周辺でも例外ではなかった。多数の開発計画が出され、開発を目的にした各種調査が行われることになる。1951年から1954年にかけては釧路泥炭地開発計画調査が、1961年から1962年までは大規模農地開発事業基礎調査が何れも開発局により行われ、釧路湿原の農地としての利用が目指された。

実際の湿原の開発は釧路湿原の南部でも戦前から行われていたが、度重なる釧路川や阿寒川の洪水や、気象条件の厳しさにより進まなかった（釧路市史編さん員会議、1997）。それでも戦後、釧路湿原周辺や太平洋に面した南側の地区を中心に開発のための排水工事がおこなわれた。北海道開発局は1958年に釧路湿原の農地化を目指して計画報告書を出し、現在国立公園に指定されている場所を含む21,483haを入植農耕地、採草地とした。更に、1963年には「大規模釧路原野地域農地開発基本計画」が出され、湿原の12,700haを牧草造成地にすることを計画した。実際に行われた事業としては、1960年から1965年には「オンネピラ地区」国営直轄明きよ事業が行われ、1968年までに539haの暗きよ排水が行われた。1969年からは山花地区で道営農地開発事業が実施され、426haの湿原が農地となっている。さらに様々な開発が特に湿原を取り囲む丘陵地でおこなわれた（釧路自然保護協会、1976）。

表1 第2次大戦後の北海道開発計画

1945年	第1次農地改革
1946年	第2次農地改革
1951年	北海道開発局設置
1952年	北海道総合開発第1次5カ年計画発足
1954年	酪農振興法の制定
1955年	農地開発機械公団法公布、創根パイロットファーム事業着手
1958年	北海道開発第2次5カ年計画発足
1959年	大規模草地改良事業の実施、北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法公布
1961年	開拓パイロット事業実施要綱制定
1962年	第1次農業構造改善事業発足
1963年	第2期北海道総合開発計画発足、大規模釧路原野地域農地開発基本計画
1965年	国営草地改良事業、共同利用規範牧場事業創設、山村振興法
1966年	北海道酪農近代化計画、畑総パイロット事業創設
(1967年)	公害対策基本法公布
1969年	新全国総合開発計画閣議決定、開田抑制について事務次官通達
1971年	第3期北海道総合開発計画発足、稲作転換対策実施要綱（5年間米生産調整）を通過
(1971年)	ラムサール条約採択
(1972年)	自然環境保全法公布
(1973年)	オイルショック、列島改造論

3. 開発から保護思想への転換の背景

行き過ぎた開発

しかし、このような開発の流れがいつまでも続いたわけではなかった。開発計画が華々しく行われていた1967年には公害対策基本法が公布され、環境汚染への歯止めがかかることになる。1971年には、米あまりにより、「稲作転換対策実施要綱」が制定され、いわゆる減反政策が実施されることになる。米の緊急増産という目的で始まった、大規模な北海道の湿原開発の大義名分が崩れてきなのである。1971年は田中らが北海道自然保護協会釧路支部をつくり、釧路における湿原開発の阻止運動を始めた年にあたる。これは偶然ではないであろう。開発の行き過ぎと公害問題など様々な問題が起こってきた一方、自然破壊をこのまま進めていいのかという反省がなされようとしていた時期である。自然保護運動としてはようやく始まろうとしていた時期である。この時期に釧路という辺境の地にありながら釧路湿原の自然環境としての価値に気付き、開発の嵐の中でそれを押し進めようとした、先見の明と意思の強さに驚かざるを得ない。

世界の環境会議

現在我々の常識となっている地球環境問題の中で二酸化炭素の増加は専門家の間では1950年代から問題となっていたが、酸性雨は1970年代にヨーロッパで問題となった。その後オゾンホールとフロンとの関係が明らかになり、1985年から1988年にかけて多くの国際会議が開かれ、マスコミでも取り上げられ、1992年のブラジルのリオでの地球サミットの開催へとつながっていくことになる。

釧路で釧路湿原の開発を阻止しようとする田中らの活動が開始された1971年前後の状況はどうであったろう。田中は「開発の歩みは世界的規模で進展するばかりで、その結果は湿地帯面積をも急速に減らしてゆく結果となり、湿原植生はもちろん、水鳥や渡り鳥の生息地、休息地の将来に大きい懸念がもたれている。幸い、自然保全の一環として環境会議の中で湿地（湿原）条約が結ばれるのを目前に期待できるようになった」と、1972年の国立公園化構想の中で述べている。この時期に行われた国際会議は何とんでも1971年イランのラムサールで採択された「ラムサール条約」の会議である。正式名称は「Convention on Wetlands of International Importance Especially as Waterfowl Habitat 特に水鳥の生息地として

国際的に重要な湿地に関する条約」である。1971年の会議ではオーストラリア、フィンランド、ノルウェー、スウェーデン、南アフリカ、イラン、ギリシャの僅か7カ国が締約国であった。条約が実際に発効したのは1975年である。

同じ時期に行われた国際会議では、1972年6月にスウェーデンのストックホルムで「国連人間環境会議（ストックホルム会議）」が開かれ、環境問題が議論されている。ここでは114カ国が出席した。ここで採択された「人間環境宣言」をもとに「国連環境計画（UNEP）」が設立され、国連諸機関の環境関連活動の総合的な調整が計られることになった。これがその後の生物多様性条約などの策定に主導的な役割を果たすことになる。

田中の述べている環境会議や湿地条約は上記の国際会議のどちらを意味しているのだろうか、構想案に書かれてあることだけでははっきりしない。わずかに7カ国が参加したイランでの湿地の会議か、114カ国が参加した環境会議か、ストックホルム会議は国連の会議であるので日本でも詳しく報道されたであろう。しかし、湿原の重要性は当時殆ど認識されていなかったであろう。そのような中で地球の片隅で行われた小規模な「湿地の国際会議」を田中は認識していたのであろうか。

1976年（田中が亡くなる前年）、釧路自然保護協会は釧路湿原の国定公園化構想などを中心とした「釧路湿原-その過去と現在そして将来-」という題の冊子を発行している。その中では明らかにラムサール条約を「国際湿原保護条約」としてとらえ、「国際湿原保護条約」の日本政府批准と釧路湿原の指定を強く要請している。この冊子の執筆者の一人に田中も入っており、恐らくこの部分は田中によるものと思われる。このことから、1972年の田中の「湿地条約」はラムサール条約とみて間違いないであろう。この冊子は資料にあげた田中の手書きの試案とは異なり、湿原の自然環境としての重要性、多様な動植物、湿原開発の現況、保全に向けての方策の提言など当時の釧路自然保護協会が総力をあげて執筆している。

また、国定公園化の構想の背景には1971年から釧路市立郷土博物館の創立35周年記念事業として3年がかりで行われた、釧路湿原の総合調査により多くの成果があげられたことであろう（釧路湿原総合調査団、1975）。

4. 釧路湿原の国定公園化構想

釧路自然保護協会の設立

1971年7月9日、田中らの呼びかけで「北海道自然保護協会釧路支部」が発足した。当時北海道教育大学釧路分校（現釧路校）の教授であった田中は釧路における自然保護運動の組織化を強く訴えたという（釧路自然保護協会、1981）。支部長に上田五郎がなり、田中は幹事長となった。会員は30名であった。発足時は北海道自然保護協会の釧路支部として活動を始めるが、1975年には「釧路自然保護協会」として独立する。

北海道自然保護協会釧路支部時代は特に釧路湿原の保全に力を注ぎ、発足翌年の1972年10月には田中試案として釧路湿原の国定公園化構想を提案した。同年11月8日には釧路湿原市民シンポジウムが開催され、田中の国定公園化構想が出された。シンポジウムでは釧路湿原の開発と保護をめぐって活発な討論がなされた。

田中は1977年、現職のまま癌で亡くなったが、釧路自然保護協会は釧路湿原の国定公園化構想を進め、1981年に「国立公園化構想」を出した。釧路自然保護協会の活動は年表として表2にまとめた。

田中の構想

田中は1972年6月19日に開催された北海道自然保護協会釧路支部の総会で釧路湿原の国定公園化構想の試案を出した。この中で田中は「開発の歩みは世界的規模で進展するばかりで、その結果は湿地帯面積をも急速に減らしてゆく結果となり、湿原植生はもちろん、水鳥や渡り鳥の生息地、休息地の将来に大きい懸念がもたれている。幸い、自然保全の一貫として環境会議の中で湿地（湿原）条約が結ばれるのを目前に期待できるようになった事は何よりも喜ばしいことの一つであろう。」と述べ、ラムサール会議の動きを察知していたことを伺わせる。田中が釧路湿原の保全運動の成功に確信を持った背景になっているのではないと思われる。

また、国定公園化の目的として釧路湿原の価値を「低地に形成された釧路湿原は特筆されるもので、広い範囲をおおう低層湿原を中心にして中間湿原や高層湿原、大小の沼地等を点在させ、蛇行する小河川ととけあって非常に複雑な生態系をつくり上げてきた。」と的確に述べている。さらに「しかし現状での保護には限界が来る事を考えた上で、均衡のとれた生態系の回復だけが唯一の方法であろうという視野から国定公園として湿原の保全を考えようとした」と湿原のタンチョウを始めとする野生生物を保護するためには湿原全体を保全する必要を説いている。

表2 釧路自然保護協会の釧路湿原保全に関する活動年表「釧路自然保護協会20年の歩み」(釧路自然保護協会, 1991)より抜粋.

1971.7.9	北海道自然保護協会釧路支部発足
9.3	釧路湿原遊水池計画について、開発建設部より説明
9.23	第2回釧路支部総会
1972.7.19	昭和47年度総会
8.29	小山環境庁長官へ釧路湿原保全について陳情
10.1	山中瑞穂試案として、釧路湿原の国定公園化構想を提示
11.8	釧路湿原市民シンポジウムにおいて、北海道自然保護協会釧路支部が釧路湿原の国定公園化構想を提言
1974.6.1	支部総会
1975.5.17	支部総会、釧路自然保護協会として独立
10.26	釧路湿原巡検の開催
1976.5.17	温根内幌呂農協所有地の宅地造成計画についての幌呂農協との会談
6.7	昭和51年度総会
6.18	「国設鳥獣保護区設定についての意見書」を釧路支庁へ提出
8.5	釧路湿原巡検の開催
10.29	「国際湿原保護条約の日本政府批准とそれにもとづく釧路湿原指定に関する要請書」を関係官庁・市町村へ提出
12.21	「釧路湿原—その過去と現在そして将来—」を発刊
1977.2.22	釧路湿原保護に関する市町村めぐり
5.19	昭和52年度総会
12.16	大鷹環境政務次官に釧路湿原保全について陳情
12.19	山中瑞穂逝去
1980.5.9	ラムサール条約の日本政府批准と釧路湿原指定の国会通過
9.22	ラムサール条約環境庁告示
1981.6	釧路湿原の国定公園化構想を進め、「国立公園化構想」を発表
6.9	元環境庁長官大石武一氏一行釧路湿原視察団来釧、国立公園指定を要請
1982.9.24	環境庁長官に釧路湿原について陳情
1983.5.30	梶木又三環境庁長官に釧路湿原の国立公園指定陳情
6.22	環境庁釧路湿原保全対策委員会に釧路湿原の国立公園指定要請
1984.4.4	釧路湿原保全検討会が環境庁に対し国立公園指定の答申
9.14	上田環境庁長官に釧路湿原国立公園指定を陳情
1985.8.16	石本環境庁長官来釧、釧路湿原国立公園指定促進方陳情
1986.9.24	自然環境保全審議会自然公園部会委員に、釧路湿原国立公園指定の陳情
10.21	稲村環境庁長官に、釧路湿原国立公園指定の陳情書提出
1987.3.4	釧路湿原国立公園計画環境庁原案に対する要請書を釧路支庁に提出
7.31	釧路湿原がわが国第28番目の国立公園に指定
1993.6.9	釧路市でラムサール条約締約国会議開催

本論文の末尾の資料にあげたのは田中の手書きの試案である。田中の残した書類の中から見つかったものである。文面から見て、おそらく1972年6月19日の支部総会に向けて準備されたものであろう。その後、同年10月1日に正式に自然保護協会釧路支部から試案を発表している。しかしその後、1976年に釧路自然保護協会から出版された冊子に載せてある構想とは随分と異なっている。この試案の中では釧路湿原の約4万haを対象として、湿原とその周辺域も広く保全の対象域としている(図2)。その後、実際に国立公園となった26,861haと比べると随分と広い範囲を構想していたことが分かる。そして、この中に湿原研究所の設置、自然観察路、タンチョウ自然公園、展望施設等を設置することを提案している。また、当面の課題として、湿原研究、タンチョウの保護、開発との関係について述べている。最後に「第一回の試案であるので簡略な内容にとどまったが、まずはじめに自然保護協会釧路支部の諸会員に検討を願い、指摘のある諸点を逐次改めながら、より広い自由な意見を得て、さらに正して行きたい」と結んでいる。

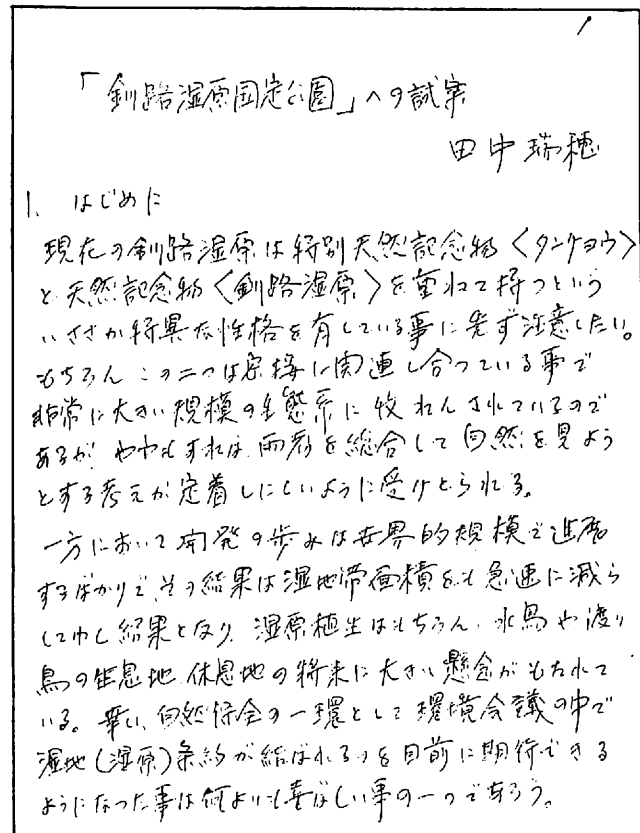


図1 釧路湿原国定公園化構想(田中, 1972) 田中の手書きの試案.

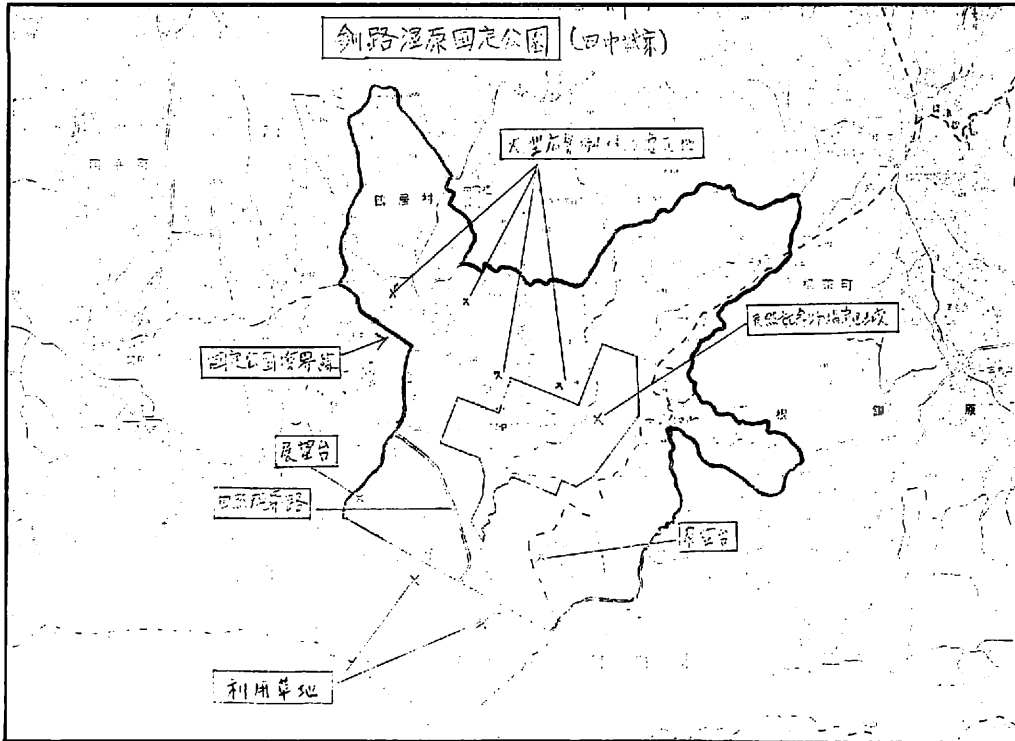


図2 田中試案 (1972) の約4万haの国立公園域

5. 開発から保護への転換点—市民シンポジウム

自然保護協会釧路支部は、開発を目指して1968年に釧路市を始め釧路管内1市9町村で結成された「釧路総合開発期成会」の中に、田中の構想案を持って入っていく。1972年8月に釧路地方総合開発促進期成会に「湿原対策

特別委員会」が設けられる。その後、この特別委員会で釧路湿原に関する市町村と、農業関係、商工業関係と自然保護団体とによって、1年にわたって討論が重ねられることになる。この中で、1972年11月8日、釧路市と釧路地方総合開発促進期成会の共催で市民シンポジウム

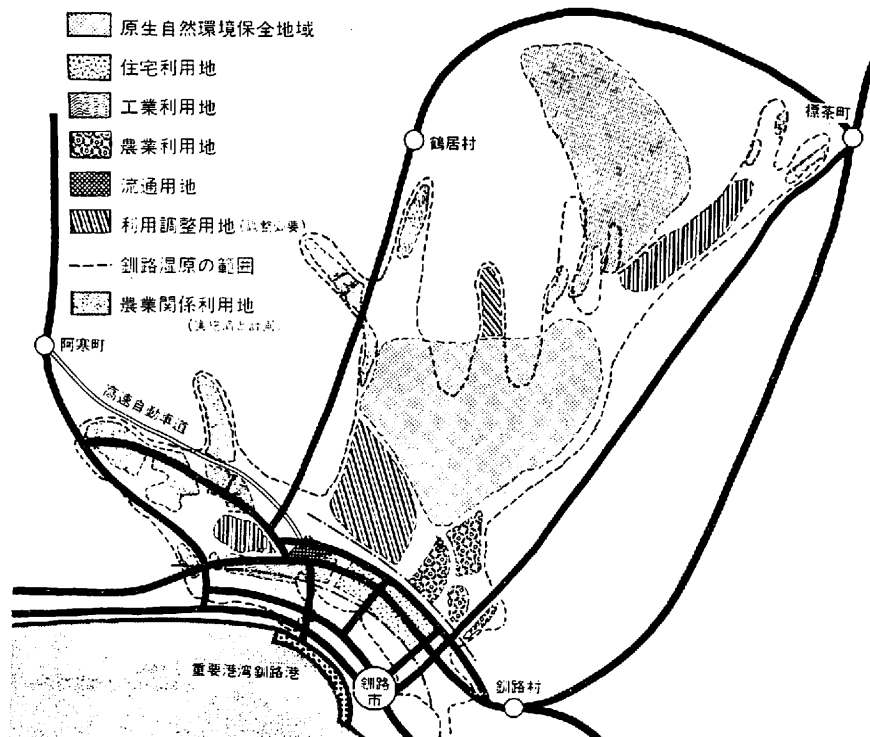


図3 「湿原対策特別委員会」の釧路湿原の将来方向図 (1973)

「釧路湿原の開発と自然保護を考える－住民意志による将来の方向づけのために」が開かれる。このシンポジウムには約 200 人の市民、関係者が集まり、開発と保護の相反する立場からの意見が交わされた（中村、1993）。1973 年 3 月には湿原対策特別委員会からのまとめの報告が出され、「釧路湿原の自然は、もし失われたら再びよみがえらず、他の何をもつてもかえることのできないものである」とし、自然保護優先、多面的な調査の継続、非湿原化地域の開発の 3 原則が確認された。まさに画期的な釧路湿原の開発から保護への大転換が成し遂げられたのである。

湿原対策特別委員会のまとめた案は第 1 に「29,000ha の湿原のうち、将来的には自然保護部分 24.1%、農業 24.4%、工業 6.3%、住居 3.7%、その他 26.1%で、残りの 15.4%は利用調整地として今後なお検討していく」とされている（図 3）。第 2 には「自然保護優先の原則に立ち、釧路湿原の稀少な自然生態資源を総合的に保全保護することを目的として、最重要地域、天然記念物指定地域を中心に約 7,800ha を「原生自然環境保全地域」に指定し、その保護に万全を期すべきである」とし、その周辺を含めて国定公園化を図るべきであるとしている。第 3 には、釧路市の都市開発や農業開発は「湿原の自然保護と両立する範囲で」「自然環境保全との両立と調和ということ配慮のうえ」行われるべきとしている（田中、1973）。

5. 国立公園化とラムサール会議

環境問題は 1980 年代になり世界的な規模で問題となった。1992 年には地球サミットが開かれ、「持続可能な開発（発展）」を各国の合意として 21 世紀に向けた行動計画である「アジェンダ 21」を採択し、各国が環境保全のための行動計画を作成し、実行することが義務づけられることになる。そして 1993 年には釧路で「第 5 回ラムサール条約締約国会議（釧路会議）」が行われた。会議の中で釧路自然保護協会から田中の功績に対するプレゼンテーションが行われ、釧路湿原がいかんして保護されたのか改めて認識させられたのである。1993 年には生物多様性条約をわが国が正式に締結し、12 月に発効した。国内では「環境基本法」が 1993 年 11 月に制定された。1971 年から 1972 年にかけての開発から保護への大きな転換点から 20 年が経過して、上記のように 1992 年から 1993 年に世界的に環境の保全に関する大転換がなされた

のである。現在では環境の保全は当たり前のようになっているが、しかしまだまだ十分とはいえない。生物多様性条約も国内法としてまだ整備されていない。無意味と思われる開発の動きもまだまだおさまってはいない。田中の精神をどのように受け継いでいくか、我々に課せられた課題であろう。

引用文献

- 釧路市史編さん員会議 1997. 新修釧路市史第四巻. 釧路市.
- 釧路開発建設部 1992. 釧路開発建設部 40 年史. 北海道開発協会, 札幌.
- 釧路湿原総合調査団 1975. 釧路湿原総合調査報告書. 釧路市立郷土博物館, 釧路市.
- 釧路自然保護協会 1976. 釧路湿原－その過去と現在そして将来－. 橋本正雄編, 釧路自然保護協会, 釧路.
- 釧路自然保護協会 1991. 「釧路自然保護協会 20 年の歩み」
- 中村玲子 1993. 「釧路湿原」の育ての親・田中瑞穂の左手は守られたか. 月刊 Asahi 5(5): 257-265.
- 田中瑞穂 1972. 「釧路湿原国定公園」への試案.
- 田中瑞穂 1973. 森林と自然保護－釧路湿原と自然保護－. 北方林業 25(7): 193-196.

[資料]

「釧路湿原国定公園」への試案（1972 年）

田中瑞穂

1. はじめに

現在の釧路湿原は特別天然記念物〈タンチョウ〉と天然記念物〈釧路湿原〉を重ねて持つといういささか特異な性格を有している事に先ず注意したい。もちろんこの二つは密接に関連し合っている事で非常に大きい規模の生態系に収められているのであるが、ややもすれば、両者を総合して自然を見ようとする考えが定着しにくいように受けとられる。

一方において開発の歩みは世界的規模で進展するばかりで、その結果は湿地帯面積をも急速に減らしてゆく結果となり、湿原植生はもちろん、水鳥や渡り鳥の生息地、休息地の将来に大きい懸念がもたれている。幸い、自然保全の一環として環境会議の中で湿地（湿原）条約が結ばれるのを目前に期待できるようになった事は何よりも喜ばしい事の一つであろう。

わが国の現状を見ても、尾瀬ヶ原をはじめとする本州各地の高層湿原を含めて考えても、低地に形成された釧路湿原は特筆されるもので、広い範囲をおおう低層湿原を中心にして、中間湿原や

高層湿原、大小の沼地等を点在させ、蛇行する小河川とだけあって、非常に複雑な生態系をつくり上げてきた。

しかし、ここでも近年の周辺部からの環境変革によって生態系の最上位に位置するタンチョウの生息環境が急速に悪化し、絶滅の危惧さへ抱かれ始めている。しかし現状での保護には限界が来る事を考えた上で、均衡のとれた生態系の回復だけが唯一の方法であろうという視野から国立公園として湿原の保全を考えようとしたものである。

2. 区域内の概要

1) 規模及び境界

全体図は別紙で示した。

約4万ヘクタール弱の地積を囲みとったもので、すでにある程度改変された釧路市域の湿原部位は一部除外して遠矢から北斗丘陵の南を直線で結んだ。その他は道々釧路-標茶線、北斗新道、標茶-鶴居道を利用し、標茶町々立公園の塘路湖周辺や冬期間のタンチョウ生息地の拡大を予想して鶴居村雪裡地区を包括するよう境界線をふくらませている。

この結果、大楽毛地区を除いて湿原の大部分をふくませる事ができ、タンチョウ営巣地の減少を防ぎ、宮島崎、キラコタン崎など湿原に接する丘陵地の樹林復活をはかって湿原の安定を予想している。また北斗遺跡群をも囲みとって、先住民族と湿原との結びつきを残そうとした。

2) 施設

イ) 湿原研究所の設置

現在諸大学を中心にして臨海、臨湖研究所、高原生物生物研究所など多くの研究所、研究施設がおかれているが、湿原研究所に類するものは未だに設立されていない。そのため総合的な研究が極めて困難であるほか、資料その他の面でも大きい支障に直面している。わが国の代表的な湿原研究所として充実されてゆく事を期待するが、これにはタンチョウ部門、生態系部門、先史部門そのほかの諸研究分野が考えられる。

建設通地の一つとしては、湿原に接する温根内地区がある。

ロ) 自然観察路

昨年までの道々釧路-鶴居線の一部をそのまま利用し、その両側に実験地、観察地を計画する事も良い。

ハ) タンチョウ自然公園

飛行場の拡張に伴って、移設の可否等についても検討されると予想するが、細部については今後の研究にまたなければならない。

二) 展望施設その他

展望台としては、とりあえず湿原の東西にある北斗及び岩保木の高台の設備を考える。

なお、観光との関係については、大規模な自然をそのまま囲みとった湿原である事から、その原始性に一つの大きい意義を含ませているので、将来を予測した上での検討が大切であろう。しかし、背後にはわが国でも最大級の酪農地帯をもっているのでミルクセンターそのほかを考えられると思う。

3. 当面の課題

1) 湿原研究について

昭和46年度より3ヶ年計画で行われている釧路市郷土博物館の研究成果と、本年より3ヶ年計画で行う北海道環境部の研究成果とが総合されれば、過去に行われた諸研究資料とあわせて、現状での一つのとりまとめになると考えられる。

2) タンチョウの保護について

この試案をもってしてもタンチョウの将来については懸念される点が少なくない。現実には、冬期間給餌場に集まる150羽前後のタンチョウが春以降には釧路湿原に限らず、十勝、厚岸、霧多布、風連、根室に放散している事を考えれば、釧路湿原に上記の地区をあわせた「タンチョウと道東湿原帯(域)」というレベルに引き上げて考える以外に方法はない。釧路湿原の保全がはかられても、他の諸地区で湿原の土地利用が進めば当然致命的な影響を与える事になるので、この問題の検討と適切な方法をさぐる事が緊急の一つの課題としてあげられるであろう。

3) 開発との関係

根本に横たわる困難な問題の一つであるけれども、この試案は将来の自然保全を考えた最初のいわば概念図である。

従って、先ずこれ以外の諸地図、たとえば開発サイドの土地利用予定図、工場配置予想図、酪農展開予想図、造林予定図、水系予定図、路線予定図などを全部重ね合わせてみて、どこで何がぶつかるかを具体的に捕らえた時点で調整が考えられるであろう。その事を切に期待しているし、同時にそれは緊急を要すると考えている。

4. むすび

第一回の試案であるので簡略な内容にとどまったが、先ずはじめに自然保護協会釧路支部の諸会員に検討を願い、指摘のある諸点を逐次改めながら、より広い自由な意見を得て、さらに正していきたいと考えている。